

「スタートアップ成長補助支援事業」募集要項

スタートアップの成長のためには、限られるリソースをコア事業へ集中させることが重要です。そこで STARTUP HOKKAIDO 実行委員会事務局は「スタートアップ成長補助支援事業」を実施します。

本事業は、成長性が見込まれるスタートアップに対し、①バックオフィス業務支援サービス等に係る経費、②インキュベーション施設入居に係る経費、③法人登記支援（本店登記地等の移転登記）等に係る経費の一部への補助により、企業のさらなる成長を促し、事業の中核をなすコア業務により注力できる環境等を整えることを目的とします。

1. スタートアップ成長補助支援事業の支援内容

「スタートアップ成長補助支援事業」を通じた3種の支援について、支援内容、対象者等は以下の通りです。

補助支援①～③の複数区分に応募可能となります。複数区分へ応募した場合、当要項「4. 支援対象者の選定」に基づき、STARTUP HOKKAIDO 実行委員会事務局の審査により採択区分を決定します。なお、採択区分は、いずれか1区分のみとなります。

区 分 ①	バックオフィス支援
補助対象経費	法務、知的財産、総務、労務、経理などバックオフィス業務の支援サービスやツール等の利用に係る経費を対象とする。ただし、職員に対する給与やバックオフィス業務に係る職員の雇用に関する経費等を除く。また、補助対象経費からは消費税及び地方消費税相当額を除く。
支援対象者	次に掲げる要件をすべて満たす事業者 (ア) スタートアップであること。なお、スタートアップとは、テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業のことを指す。 (イ) 札幌市内に本店登記地、営業所等がある法人であること。もしくは当該補助対象期間内において移転すること。 (ウ) 許認可等が必要な業種の場合は、申請時点で当該許認可等を受けているか、当該補助対象期間終了までに受けること。
支援社数	最大5社（審査により選定）
補助金額	1社あたり月35万円を限度とする。
補助対象期間	令和7年5月1日～令和8年3月31日の利用実績に係る経費で、令和8年3月31日までに支払いが完了したものを対象とする。

区 分 ②	インキュベーション施設入居支援
補助対象経費	札幌市内のインキュベーション施設への入居に係る家賃（光熱水費、駐車場使用料等の経費を除く。）の経費を対象とする。なお、補助対象期間に新規入居するもの及び現に入居しているものを対象とする。また、補助対象経費からは消費税及び地方消費税相当額を除く。
支 援 対 象 者	次に掲げる要件をすべて満たす事業者 (ア) スタートアップであること。なお、スタートアップとは、テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業のことを指す。 (イ) 札幌市内に本店登記地、営業所等がある法人であること。もしくは当該補助対象期間内において移転すること。 (ウ) 許認可等が必要な業種の場合は、申請時点で当該許認可等を受けているか、当該補助対象期間終了までに受けること。
支 援 社 数	最大5社（審査により選定）
補 助 金 額	1社あたり月10万円を限度とする。
補助対象期間	令和7年5月1日～令和8年3月31日の利用実績に係る経費で、令和8年3月31日までに支払いが完了したものを対象とする。

区 分 ③	法人登記支援（本店登記地等の移転登記）
補助対象経費	札幌市外から札幌市内への“ 移転登記時の代行や支援サービス等利用に係る経費 ”を対象とする。なお、補助対象経費からは移転登記手続きに際して法務局へ支払う登録免許税、消費税及び地方消費税相当額を除く。
支 援 対 象 者	次に掲げる要件をすべて満たす事業者 (ア) スタートアップであること。なお、スタートアップとは、テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業のことを指す。 (イ) 本店登記地もしくは支店等が札幌市外にある法人であること。 (ウ) 令和7年6月1日以降に札幌市内に本店登記地もしくは支店等の移転をすること。 (エ) 許認可等が必要な業種の場合は、申請時点で当該許認可等を受けているか、当該補助対象期間終了までに受けること。
支 援 社 数	最大5社（先着順で審査を行い選定）
補 助 金 額	1社あたり10万円を限度とする。
補助対象期間	令和7年5月1日～令和8年3月31日の間に行った本店登記地等の移転登記に係る経費で、令和8年3月31日までに支払いが完了したものを対象とする。

2. 募集期間

①バックオフィス支援、②インキュベーション施設入居支援

令和7年5月16日（金）～6月6日（金）17時まで

③法人登記支援

令和7年5月16日（金）～（予定採択数に達するまで）

※予定採択数に達するまで募集・審査を随時実施します。最新の募集状況は、STARTUP HOKKAIDO 実行委員会ホームページ内の特設ページを必ずご確認ください。

3. 応募方法

(1) 特設ページ内申込フォーム

STARTUP HOKKAIDO 実行委員会ホームページ内、特設ページ上にある申込フォームにアクセスください。

<特設ページ内申込フォーム URL>

<https://share.hsforms.com/1y75x7hYLRV-MBJeKVPkipAqtf7m>

(2) 必要情報の記入

以下の必要情報をご記入の上、ご応募ください。

<必要情報>

- ・ 事業者情報（事業者名、担当者名、連絡先等）
 - ・ 事業概要（事業概要、市場規模（TAM/SAM/SOM、出口戦略））
 - ・ 技術、サービスの特徴および優位性
 - ・ 直近の活動実績（資金調達実績（デット/エクイティ/補助金等）、表彰実績等）
 - ・ 利用を希望するプログラム
- ※複数区分に応募可能ですが、採択される場合はいずれか1区分のみとなります。
- ・ 想定する対象経費（支出項目/支出時期/金額/目的）
 - ・ （補助支援③法人移転登記の場合）移転・支店の設置を行う目的 など

4. 支援対象者の選定

(1) 審査方法

応募情報に基づく STARTUP HOKKAIDO 実行委員会事務局による審査を実施し、採否を決定します。選考結果はメールにより随時通知します。なお、審査の経過等に関する個別のお問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づき採点します。

審査基準
①スタートアップであること テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業かどうか。
②新規性・独自性があること 事業内容、扱う商品・サービス、そのコアとなる技術などに新規性や独自性を有しているかどうか。
③成長可能性があること グローバルマーケットへの進出可能性など、スタートアップとして大きな成長を見込めるかどうか（実現可能性を含む。）。
④直近の活動実績があること 直近2年間の資金調達実績（デット/エクイティ/補助金等）、表彰実績、J-Startup（地域版含む）等の認定・選定制度など、直近の活動実績があるかどうか。

5. 今後のスケジュール

(1) 応募

- 応募締切 令和7年6月6日（金）17時まで
- 審査結果通知 令和7年6月30日（月）

※予定採択数に達しない場合、二次公募を実施する場合があります。

(2) 採択後の補助金利用手続き

- 必要書類の提出 審査結果通知以降順次
＜必要書類＞
 - ・補助金の利用にかかる誓約書
 - ・補助金の振込先情報
 - ・補助対象経費支出計画書
 - ・補助対象経費支出計画の根拠書類（見積書、契約書など） など

(3) 中間報告

- 中間報告書類の提出 令和7年9月（予定）
※補助事業の適正な執行のため、中間報告書類をご提出いただきます。

(4) 支出実績額の確定～補助金入金

- 証拠書類の提出 令和8年3月31日（火）
＜必要書類＞
 - ・補助対象期間中の対象経費の支出を証明できる根拠書類（領収書（写）、支払証明書など）

- 補助金の入金 証拠書類の確認終了次第
※補助対象期間に生じた対象経費の実績額に応じてお支払いします。

6. 留意事項

(1) 対外的な公表

採択された場合、STARTUP HOKKAIDO 実行委員会ホームページにて採択事業者名や事業概要を公表する場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 他の補助制度との関係

国や北海道など、他の補助制度（補助金・助成金・委託費など）を活用している場合（活用予定の場合を含む。）に、これらの補助制度によって便益を受け、または受けようとする経費は、本制度で重複して計上できない可能性があります。他の補助金を活用している場合には、原則としてこれらの補助制度を充当した後、本制度による補助を充当することとし、補助金併用可否確認のため、すみやかに事務局へお知らせください。

特に、補助支援②インキュベーション施設入居支援では、当該施設入居者が申請可能な補助制度が存在する場合、まず当該制度への申請を行い、補助対象外となる自己負担分についてのみ、本制度を活用してください。

(3) 不正・違反があった場合

本公募要領に違反した場合や、虚偽の申告・不正があったと認められる場合、法令違反が認められる場合には、採択者としての決定を取り消し、補助経費の全部または一部の返還を求める場合があります。

(4) 過去に本事業に採択された事業者の応募

令和 6 年度「スタートアップ成長補助支援事業」採択事業者に限り、令和 7 年度事業への応募に当たって以下の条件を付します。

- ・「1. スタートアップ成長補助支援事業の支援内容」に定める補助対象期間を以下のように読み替えます。

区分①：令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日の利用実績に係る経費で、令和 8 年 3 月 31 日までに支払いが完了したものを対象とする。

区分②：令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日の利用実績に係る経費で、令和 8 年 3 月 31 日までに支払いが完了したものを対象とする。

区分③：変更なし

- ・昨年度の採択区分によらず、今年度採択された場合の補助対象期間は上記期間を上限とします。

7. お問い合わせ窓口

「スタートアップ成長補助支援事業」事務局（担当：勘田、清家、高松）
（株式会社北海道二十一世紀総合研究所内）

TEL：011-231-3053（受付時間：平日 9:00～17:00）

e-mail：startup(at-mark)htri.co.jp ※(at-mark)を「@」に置き換えてください

※株式会社北海道二十一世紀総合研究所は、STARTUP HOKKAIDO 実行委員会からの
委託により本件事務局を務めています。